

資料 5 1 自衛隊派遣要請書様式等

知事への依頼書様式

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業の内容 4 その他参考となるべき事項

高石市環境保全協定

高石市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、乙の工場、事業場（以下「工場等」という。）における公害及び災害の防止、緑化の推進等を行い、もって自然環境の保全と市民の健康で安全かつ快適な生活を守るため、次の条項により協定を締結するものとする。

第 1 章 総則

（基本的理念）

第 1 条 人間優先の理念に基づき、良好な生活環境を創造し、保全していくことは、健康で安全かつ快適な市民生活を営むうえで欠くことのできないことであり、本協定を推進することにより、広く市民がこの恩恵を享受し、継承させるものである。

（定 義）

第 2 条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全とは、公害及び災害の防止、緑化の推進並びに産業廃棄物の適正な処理を行うことにより、良好な生活環境を確保することをいう。
- (2) 公害とは、工場等から生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下によって、市民の健康が損なわれ、又は生活環境が阻害されることをいう。
- (3) 災害とは、工場等における火災、爆発、石油等の漏水又は流出によって、市民の安全を脅かし、又は生活環境に被害を及ぼすことをいう。
- (4) 緑化とは、工場等において樹木若しくは芝生等の地被植物を植栽し、かつ、保護、育成することをいう。
- (5) 産業廃棄物とは、工場等から生じた燃えがら、汚泥、廃油等をいう。

（責 務）

第 3 条 甲は、環境保全の基本的、総合的施策を推進するとともに、この協定の円滑な推進について努力するものとする。

2 乙は、環境保全について、重大な社会的責任を有することに鑑み、甲の行う環境保全対策に積極的に協力するものとするとともに、この協定に定める事項を誠実かつ適切に実施する。

第 2 章 環境保全対策

（公害防止の基本的対策）

第 4 条 乙は、公害が発生しないように次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害に係る施設については、管理に万全を期するとともに、その状況を常に把握すること。
- (2) 公害防止施設を適切に設置し、その機能を十分に発揮しうよう配慮すること。
- (3) 公害防止に関する技術開発に努め、各種の公害の防止について積極的にその改善を行い、さらに環境の改善に最大の努力を払うこと。

（災害防止の基本的対策）

第 5 条 乙は、災害が発生しないように次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 管理するすべての施設、設備及び作業工程を常に把握すること。
- (2) 原材料及び製品等の輸送について、安全確保に努めること。

(3) 災害の発生に備えて、常に必要な防災資器材等を保有すること。

(緑化推進の基本的対策)

第6条 乙は、緑化の推進にあたり、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 道路及び境界線沿い等の効果的な場所を重点に行うこと。
- (2) 工場等の配置計画に明確に位置付けること。
- (3) 常緑樹を主体として用い、自然的条件や樹木の持つ特性、機能を考慮して行うこと。
- (4) 樹木等の保障、育成に努めること。

(産業廃棄物運搬、処理の基本的対策)

第7条 乙は、産業廃棄物の運搬又は処理に当たり、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 自己の責任において、二次公害が発生しないように適切に行うこと。
- (2) 資源化再利用等により産業廃棄物の無害化、安定化並びに最終処分量の減量に努めること。
- (3) 運搬又は処理を許可業者に委託した場合、自己の責任においてその最終処分まで確認のこと。

第3章 事前協議

(事前協議)

第8条 乙は、別表に掲げる行為をしようとするときは、事前に事前協議申請書により甲とその計画について協議しなければならない。(様式第1号)

第4章 立入調査

(立入調査)

第9条 甲は、必要に応じて工場等に立入り、環境保全についての検査及び調査を実施することができる。この場合において、乙はこれに応じなければならない。

第5章 指導勧告

(指導、勧告等)

第10条 甲は、乙に環境保全対策に関し必要な助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第6章 細目協定

(細目協定)

第11条 甲と乙は、環境保全対策を適切かつ十分に実施するために、公害の防止に関する細目協定、災害防止に関する細目協定並びに緑化の推進に関する細目協定(以下「細目協定」という。)を締結するものとする。

(細目協定の改定要請)

第12条 甲は、社会的要請等により細目協定を変更する必要があると認めるときは、乙にその改定を要請することができるものとする。

第7章 報告義務

(環境保全計画の作成、提出)

第13条 乙は、環境保全に関する計画(「公害防止計画」、「災害防止計画」、「緑化計画」及び「産業廃棄物処理計画」をいう。以下同じ。)及びそれに関して講じた措置の内容を、甲に提出しなければならない。

2 乙は、環境保全に関する計画を変更しようとする場合も甲に提出しなければならない。

(施設の状況等の報告)

第14条 乙は、施設等の状況及びその操業の態様を常に把握しておくとともに、甲の要求に応じ遅滞なくこれを報告しなければならない。

第8章 事故発生時等の措置

(事故発生時等の措置)

第15条 乙は、施設における事故により、公害又は災害を発生させ、又は発生させる恐れのあるときは、直ちに最善の措置を講じ、被害の拡大防止に努め、安全の確保を図るとともに、甲にその事故の状況並びに講じた措置の内容を報告し、遅滞なく復旧工事の計画を提出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の事故を発生させ、最善の措置を講じ、被害の拡大防止に努めたにもかかわらず、安全が確保されず、なお事故の発生の恐れがあると認めるときは、関係官庁と協議の上、乙に対し一時操業停止等を指示することができる。この場合において、乙はこれに従わなければならない。

(違反時の措置)

第16条 甲は、乙がこの協定の内容(緑化推進の基本的事項、緑化の推進に関する細目協定を除く。)に違反したときは、関係官庁と協議の上、乙に対し改善勧告、操業の短縮又は一時操業停止等必要な措置を講じさせることができる。この場合において、乙はこれに従わなければならない。

(公表の原則)

第17条 甲は、前2条による乙からの報告、提出事項若しくは乙に対して指示事項その他必要な措置事項について、これを公表することができる。

2 甲は、前項に規定するもののほか、乙が緑化の推進についての勧告に従わないときは、これを公表することができる。

第9章 損害の賠償

(損害の賠償)

第18条 乙は、施設から発生した公害又は災害により、甲及び市民に損害を与えたときは、故意又は過失の有無にかかわらず、直ちに誠意をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、公害又は災害の発生原因が、異常な地震、津波、台風、その他の自然現象であるものに係る損害のうち、乙の責によらないものは、除くものとする。

第10章 協議会

(協議会の設置)

第19条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、高石市環境保全推進協議会を設置し、別に定める規約により相互に協定するものとする。

第11章 その他

(知識の普及)

第20条 乙は、従業員及び下請企業(社会通念上のものをいう。)の従業員に対し、環境保全についての知識の普及に努めなければならない。

(下請企業の指導等)

第21条 乙は、下請企業に対し、本協定の趣旨を十分に理解させ、環境保全対策について積極的に指導及び監督を行うとともに、万一請負させた事業によってその下請企業が本協定に定める規定に違反し、又は違反する恐れがあると認められるときは、自己の責任において必要な措置を講じさせなければならない。

(組織の明確化)

第22条 乙は、この協定を円滑に運用するために、それぞれの担当部門並びに責任者を定め、甲に届け出なければならない。

2 乙は、前項の担当部門又は責任者を変更したときも、甲に届け出なければならない。

(協議)

第23条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めた事項に疑義が生じたとき、若しくはこの協定に定めた事項を変更する必要があるときは、その都度甲、乙が協議するものとする。

(協定の効力発生時期等)

第24条 この協定は、平成 年 月 日から効力を有する。

この協定締結の証として協定証2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 高石市長

乙

別表 行為の範囲

区分	行為の範囲
公害防止	1)公害関係諸法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた施設を新設、増設又は変更しようとするとき。(試験設備を含む。) 2)公害防止施設を新設、増設又は変更しようとするとき。 3)第2項に掲げる行為のうち、騒音又は振動については、大阪府生活環境の保全等に関する条例で定める規制地域以外の区域における行為についても適用する。
災害防止	別に定める災害の防止に関する細目協定に基づく施設を新設、増設又は変更しようとするとき。
緑化推進	現況緑化箇所、長期緑化計画及び短期緑化計画に変更を及ぼす行為。ただし、樹種の変更は除く。

事前協議申請書

平成 年 月 日

高石市長 殿

住 所

名 称

代表者
の氏名

高石市環境保全協定第8条の規定により、次のとおり申請します。

新・増設あるいは、変更しようとする施設の名称		
新・増設あるいは、変更しようとする施設の目的		
規模及び内容	公害防止	
	災害防止	
	緑化推進	
備 考		
		平成年月日 年 月 日

- 備考
- 1 具体的な規模、内容及び施設の位置については、別添によるものとする。
 - 2 緑化推進については、緑化の推進に関する細目協定の様式第1号または第2号を添付のこと。
 - 3 印の欄には、記入しないこと。

6. 災害の防止に関する細目協定

高石市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は平成 年 月 日付で締結した高石市環境保全協定（以下「協定という。」）第11条の規定により災害の防止に関する細目協定（以下「細目協定」という。）を次のとおり締結する。

（災害の防止対策）

第1条 乙は、常に災害の発生及び拡大の防止に万全の措置を講ずるとともに、各種の防災対策を実施し操業の安全確保に努めること。

2 乙は次の号の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 災害の未然防止

常に保安等の関する法律等を遵守し、甲及び関係官庁の指揮を受け災害の未然防止に努めること。

(2) 災害意識の高揚

防災関係の団体等に積極的に加盟し、防災意識の高揚に努め、かつ互いに隣接する企業間においても防止に関する情報交換を行うこと。

(3) 防災設備の増強

甲及び関係官庁の指導に基づいて積極的に防災設備の増強に努めること。

(4) 防災教育訓練の実施

従業員（下請企業の従業員も含む）に対し、常に次のような防災上必要な知識を習得させ、かつ十分な訓練を行い、災害に対して迅速な行動力を取り得るように努めること。

ア 災害時の通報連絡体制

イ 消火活動上必要な施設の点検及び整備

ウ 災害時における迅速適切な消防活動

エ その他防災上必要とする教育訓練等

（事前協議の対象施設）

第2条 協定第8条による行為を行う者は、別表の対象施設に係るものとする。

（災害防止計画及び実績）

第3条 乙は、協定第13条第1項に規定による災害防止計画については毎年3月31日までに、同実績については翌年の5月31日までに甲に提出するものとする。（様式第1号・1号の1）

2 乙は、災害防止計画の内容に変更が生じたときは協定第13条第2項の規定により、速やかに甲に提出するものとする。（様式第2号）

（施設等の状況）

第4条 乙は、協定第14条の規定により施設等の状況及びその操業の態様について、甲の要求があれば遅滞なく甲に提出するものとする。（様式第3号・3号の1）

（事故報告）

第5条 乙は、施設における事故の発生させたときは、その内容を速やかに協定第15条第1項の規定により、甲に提出するものとする。（様式第4号）

2 乙は、事故の発生後講じた措置の内容を速やかに甲に提出するものとする。（様式第5号）

（組織）

第6条 乙は、協定第22条第1項の規定により災害防止担当部門及び責任者を定めたときは、甲に

届け出るものとする。(様式第6号)

2 乙は、災害防止担当部門又は責任者に変更が生じたときは、協定第22条第2項の規定により、変更後30日以内に甲に届け出るものとする。(様式第6号)

(協議)

第7条 この細目協定に定めない事項又は、この細目協定に定めた事項に疑義が生じたとき、若しくはこの細目協定に定めた事項を変更する必要があるときは、その都度甲・乙が協議するものとする。

(細目協定の効力発生時期等)

第8条 この細目協定は平成 年 月 日から効力を有する。

この細目協定締結の証として細目協定書2通を作成し、甲・乙それぞれの記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 高石市長

乙

別表 対象施設

1. 消防法に規定する危険物施設

(1) 新設に係る施設

施設	内容
製造所	全てのもの（実験プラント、公害処理設備は除く）。
一般取扱所	”
移送取扱所	”
屋外タンク貯蔵所	全てのもの（タンクの液表面積が40m ² 以下のもの、又は高さが6 m以下のものは除く）。
屋内貯蔵所	全てのもの（公害処理設備は除く）。

(2) 増設に係る施設

製造所、一般取扱所、移送取扱所：設備、機器を増設することにより敷地面積の拡大、又は生産能力等の増加を伴うものに限る。

屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所：容量を増加させたものに限る。

(3) 変更に係る施設

製造所、一般取扱所、移送取扱所：設備、機器を変更することにより、敷地面積の拡大、又は生産力等の増加を伴うものに限る。

屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所：位置・形態の変更に係るものに限る。

2. 対象施設等の特例

前記対象施設の規定にかかわらず、立地条件、又は危険物、高圧ガス、毒劇物を取扱い、貯蔵し、又は処理する施設で地域住民に防災上著しい影響を及ぼす恐れのあるもの。